

「貸付事業向けの総合的な監督指針」 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

新	旧
<p>目次</p> <p>I 基本的な考え方 (略)</p> <p>II 貸付事業の監督に当たっての評価項目</p> <p>II-1 経営管理等</p> <p>II-2 業務の適切性</p> <p>II-2-1 法令等遵守(コンプライアンス)態勢等</p> <p>II-2-2 反社会的勢力による被害の防止</p> <p>II-2-3 苦情対応態勢</p> <p>II-2-4 不祥事件に対する監督上の対応</p> <p>II-2-5 認可された事業所等以外での事業禁止等</p> <p>II-2-6 資金需要者等の情報の管理</p> <p>II-2-7 外部委託</p> <p>II-2-8 証明書の携帯等</p> <p>II-2-9 禁止行為等</p> <p>II-2-10 生命保険契約の締結に係る制限</p> <p>II-2-11 利息、賠償額の予定</p> <p>II-2-12 債務履行担保措置業者との契約締結の禁止及び保証業者と保証契約を締結することの禁止</p> <p>II-2-13 勧誘及び契約締結時の説明態勢</p> <p>II-2-14 過剰貸付けの禁止</p> <p>II-2-15 広告規制</p> <p>II-2-16 多重債務者等に対する生活再建計画の策定</p> <p>II-2-17 書面の交付義務</p> <p>II-2-18 帳簿の備付等</p> <p>II-2-19 帳簿の閲覧、謄写</p> <p>II-2-20 取立行為規制</p> <p>II-2-21 債権譲渡</p> <p>II-2-22 債務者等以外の者からの債務の弁済の禁止</p> <p>II-2-23 貸付事業取扱責任者</p> <p>II-3 業務の透明性の確保</p> <p>III 貸付事業の監督に係る事務処理上の留意点 (略)</p>	<p>目次</p> <p>I 基本的な考え方 (略)</p> <p>II 貸付事業の監督に当たっての評価項目</p> <p>II-1 経営管理等</p> <p>II-2 業務の適切性</p> <p>II-2-1 法令等遵守(コンプライアンス)態勢等 (新設)</p> <p>II-2-2 苦情対応態勢</p> <p>II-2-3 不祥事件に対する監督上の対応</p> <p>II-2-4 認可された事業所等以外での事業禁止等</p> <p>II-2-5 資金需要者等の情報の管理</p> <p>II-2-6 外部委託</p> <p>II-2-7 証明書の携帯等</p> <p>II-2-8 禁止行為等</p> <p>II-2-9 生命保険契約の締結に係る制限</p> <p>II-2-10 利息、賠償額の予定</p> <p>II-2-11 債務履行担保措置業者との契約締結の禁止及び保証業者と保証契約を締結することの禁止</p> <p>II-2-12 勧誘及び契約締結時の説明態勢</p> <p>II-2-13 過剰貸付けの禁止</p> <p>II-2-14 広告規制</p> <p>II-2-15 多重債務者等に対する生活再建計画の策定</p> <p>II-2-16 書面の交付義務</p> <p>II-2-17 帳簿の備付等</p> <p>II-2-18 帳簿の閲覧、謄写</p> <p>II-2-19 取立行為規制</p> <p>II-2-20 債権譲渡</p> <p>II-2-21 債務者等以外の者からの債務の弁済の禁止</p> <p>II-2-22 貸付事業取扱責任者</p> <p>II-3 業務の透明性の確保</p> <p>III 貸付事業の監督に係る事務処理上の留意点 (略)</p>

II 貸付事業の監督に当たっての評価項目

II-1 経営管理等

(略)

(1) 主な着眼点

①～③ (略)

④ 役員は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、組合に対する公共の信頼を維持し、貸付事業の業務の適切性のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下IIにおいて「政府指針」という。)の内容を踏まえて決定した基本方針を組合内外に宣言しているか。

さらに、政府指針を踏まえた基本方針を実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。

⑤ 内部管理部門において、業務運営全般に関し、法令、貸付事業規約及び内部規則等に則った適正な業務を遂行するための適切なモニタリング・検証が行われているか。また、重大な問題等を確認した場合、役員に対し適切に報告が行われているか。

⑥ 内部監査部門は、被監査部門に対して十分な牽制機能が働くよう、被監査部門から独立した実効性のある内部監査が実施できる態勢となっているか。

⑦ 組合が内部監査に加え外部監査を利用する場合は、外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。

(2) (略)

II-2 業務の適切性

(略)

II-2-2 反社会的勢力による被害の防止

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、組合にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む貸付事業を行う組合においては、組合自身や役職員のみならず、組合員等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を排除していくことが求められる。

II 貸付事業の監督に当たっての評価項目

II-1 経営管理等

(略)

(1) 主な着眼点

①～③ (略)

(新設)

④ 内部管理部門において、業務運営全般に関し、法令、貸付事業規約及び内部規則等に則った適正な業務を遂行するための適切なモニタリング・検証が行われているか。また、重大な問題等を確認した場合、役員に対し適切に報告が行われているか。

⑤ 内部監査部門は、被監査部門に対して十分な牽制機能が働くよう、被監査部門から独立した実効性のある内部監査が実施できる態勢となっているか。

⑥ 組合が内部監査に加え外部監査を利用する場合は、外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。

(2) (略)

II-2 業務の適切性

(略)

(新設)

もとより組合として業務の適切性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、政府指針の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては役員の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、職員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって組合や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

(参考) 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」
(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)

①反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

②反社会的勢力のとらえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。

(1) 主な着眼点

反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

① 反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組みを行うこととしているか。

イ 反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書等に暴力団排除条項を導入するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止すること。

ロ いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供等を行わないこと。

② 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を総括する部門（以下「反社会的勢力対応部門」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

イ 反社会的勢力による不当要求がなされた場合等に、当該情報を反社会的勢力対応部門へ報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部門において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部門を支援する体制となっているか。

ロ 反社会的勢力対応部門において反社会的勢力に関する情報が一元的に管理・蓄積され、当該情報を集約したデータベースを構築する等の方法により、当該組合における組合員の属性判断等を行う際に活用する体制となっているか。

ハ 反社会的勢力対応部門において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携体制の構築が行われるなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制となっているか。特に、日常時より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。

③ 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部門だけに任せることなく役員が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、その際の対応は以下の点に留意したものとなっているか。

イ 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部門を経由して速やかに役員に報告され、役員の適切な指示・関与のもと対応を行うこと。

ロ 積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこと。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこと。

ハ あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこと。

④ 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部門の要請を受けて、不祥事

案を担当する部門が速やかに事実関係を調査することとしているか。

(2) 監督手法・対応

検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された反社会的勢力との関係遮断態勢等の課題については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第93条に基づき報告書を徴収することにより、組合における自主的な業務改善状況を把握することとする。

更に、貸付事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、必要があると認められるときには、組合に対して、法第95条第1項の規定に基づき必要な措置を採るべき旨を命ずることとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、業務停止命令の発出を検討するものとする。(行政処分を行う際に留意する事項はⅢ-3による。)

Ⅱ-2-3 苦情対応態勢
(略)

Ⅱ-2-4 不祥事件に対する監督上の対応
(略)

Ⅱ-2-5 認可された事業所等以外での事業禁止等
(略)

Ⅱ-2-6 資金需要者等の情報の管理
(略)

Ⅱ-2-7 外部委託
(略)

Ⅱ-2-8 証明書の携帯等
(略)

Ⅱ-2-9 禁止行為等
(略)

Ⅱ-2-10 生命保険契約の締結に係る制限
(略)

Ⅱ-2-11 利息、賠償額の予定

Ⅱ-2-2 苦情対応態勢
(略)

Ⅱ-2-3 不祥事件に対する監督上の対応
(略)

Ⅱ-2-4 認可された事業所等以外での事業禁止等
(略)

Ⅱ-2-5 資金需要者等の情報の管理
(略)

Ⅱ-2-6 外部委託
(略)

Ⅱ-2-7 証明書の携帯等
(略)

Ⅱ-2-8 禁止行為等
(略)

Ⅱ-2-9 生命保険契約の締結に係る制限
(略)

Ⅱ-2-10 利息、賠償額の予定

(略)	(略)
Ⅱ－２－ <u>12</u> 債務履行担保措置業者との契約締結の禁止及び保証業者と保証契約を締結することの禁止 (略)	Ⅱ－２－ <u>11</u> 債務履行担保措置業者との契約締結の禁止及び保証業者と保証契約を締結することの禁止 (略)
Ⅱ－２－ <u>13</u> 勧誘及び契約締結時の説明態勢 (略)	Ⅱ－２－ <u>12</u> 勧誘及び契約締結時の説明態勢 (略)
Ⅱ－２－ <u>14</u> 過剰貸付けの禁止 (略)	Ⅱ－２－ <u>13</u> 過剰貸付けの禁止 (略)
Ⅱ－２－ <u>15</u> 広告規制 (略)	Ⅱ－２－ <u>14</u> 広告規制 (略)
Ⅱ－２－ <u>16</u> 多重債務者等に対する生活再建計画の策定 (略)	Ⅱ－２－ <u>15</u> 多重債務者等に対する生活再建計画の策定 (略)
Ⅱ－２－ <u>17</u> 書面の交付義務 (略)	Ⅱ－２－ <u>16</u> 書面の交付義務 (略)
Ⅱ－２－ <u>18</u> 帳簿の備付等 (略)	Ⅱ－２－ <u>17</u> 帳簿の備付等 (略)
Ⅱ－２－ <u>19</u> 帳簿の閲覧、謄写 (略)	Ⅱ－２－ <u>18</u> 帳簿の閲覧、謄写 (略)
Ⅱ－２－ <u>20</u> 取立行為規制 (略)	Ⅱ－２－ <u>19</u> 取立行為規制 (略)
Ⅱ－２－ <u>21</u> 債権譲渡 (略)	Ⅱ－２－ <u>20</u> 債権譲渡 (略)
Ⅱ－２－ <u>22</u> 債務者等以外の者からの債務の弁済の禁止 (略)	Ⅱ－２－ <u>21</u> 債務者等以外の者からの債務の弁済の禁止 (略)
Ⅱ－２－ <u>23</u> 貸付事業取扱責任者 Ⅱ－１からⅡ－２－ <u>22</u> に記載した各評価項目について、組合における自主的な取組みを行うため、貸付事業を行う際の法令に関する理解、貸付事業の業務	Ⅱ－２－ <u>22</u> 貸付事業取扱責任者 Ⅱ－１からⅡ－２－ <u>21</u> に記載した各評価項目について、組合における自主的な取組みを行うため、貸付事業を行う際の法令に関する理解、貸付事業の業務

に関する実務上の知識等、適正な運営の確保のために必要な知識を有する者(以下「貸付事業取扱責任者」という。)を配置し、貸付事業の業務に従事する使用人その他の従業者に対し、これらの者が貸付事業に関する法令、定款、貸付事業規約の規定を遵守してその業務を適正に実施するために必要な助言や指導を行うことが必要である。

(略)

Ⅲ 貸付事業の監督に係る事務処理上の留意点

(略)

Ⅲ-4 その他の留意事項

(1)～(2) (略)

(3) 貸付事業の運営に関する措置について

本監督指針中、「Ⅱ-2-11 利息、賠償額の予定」、「Ⅱ-2-12 債務履行担保措置業者との契約締結の禁止及び保証業者と保証契約を締結することの禁止」、「Ⅱ-2-17 書面の交付義務」、「Ⅱ-2-14 過剰貸付けの禁止」、「Ⅱ-2-16 多重債務者等に対する生活再建計画の策定」、「Ⅱ-2-21 債権譲渡」、及び「Ⅱ-2-22 債務者等以外の者からの債務の弁済の禁止」の評価項目における監督に当たっては、以下の経過措置に留意することとする。

(略)

(4) 貸付事業取扱責任者について

Ⅱ-2-23(貸付事業取扱責任者)の規定により、組合は適正な運営の確保のために必要な知識を有する者として、貸付事業取扱責任者を設置することとしているところである。

に関する実務上の知識等、適正な運営の確保のために必要な知識を有する者(以下「貸付事業取扱責任者」という。)を配置し、貸付事業の業務に従事する使用人その他の従業者に対し、これらの者が貸付事業に関する法令、定款、貸付事業規約の規定を遵守してその業務を適正に実施するために必要な助言や指導を行うことが必要である。

(略)

Ⅲ 貸付事業の監督に係る事務処理上の留意点

(略)

Ⅲ-4 その他の留意事項

(1)～(2) (略)

(3) 貸付事業の運営に関する措置について

本監督指針中、「Ⅱ-2-10 利息、賠償額の予定」、「Ⅱ-2-11 債務履行担保措置業者との契約締結の禁止及び保証業者と保証契約を締結することの禁止」、「Ⅱ-2-16 書面の交付義務」、「Ⅱ-2-13 過剰貸付けの禁止」、「Ⅱ-2-15 多重債務者等に対する生活再建計画の策定」、「Ⅱ-2-20 債権譲渡」、及び「Ⅱ-2-21 債務者等以外の者からの債務の弁済の禁止」の評価項目における監督に当たっては、以下の経過措置に留意することとする。

(略)

(4) 貸付事業取扱責任者について

Ⅱ-2-22(貸付事業取扱責任者)の規定により、組合は適正な運営の確保のために必要な知識を有する者として、貸付事業取扱責任者を設置することとしているところである。